

第 76 回国民体育大会 医事・衛生基本計画

第 76 回国民体育大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の医事・衛生に関する業務を進めることとする。

1 医療救護対策

(1) 医療救護体制の整備

救護所の設置、応急処置の実施及び移送に必要な医療機関の確保等を行い、医療救護体制を整える。

(2) 医療救護体制の周知

広報等を通じ、傷病発生時の患者への対応が適正に行われるよう、医療救護体制の周知に努める。

2 防疫対策

(1) 防疫体制の整備

感染症患者発生時の緊急連絡体制の構築等を行い、防疫体制を整える。

(2) 防疫に関する啓発

広報や講習等を通じ、防疫に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の向上に努める。

3 食品衛生対策

(1) 衛生管理体制の整備

食品関係施設等を対象に必要な応じて監視指導等を行い、衛生管理体制を整える。

(2) 食品衛生に関する啓発

広報や講習等を通じ、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識のより一層の向上に努める。

4 環境衛生対策

(1) 廃棄物の適正処理

総合開・閉会式会場、競技・練習会場等における廃棄物の発生抑制に努める。分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、リサイクルできない廃棄物については適正な処理を行う。

(2) 会場及びその周辺の美化

総合開・閉会式会場、競技・練習会場及びその周辺等の清掃活動を行い、衛生美化の向上に努める。

(3) 環境衛生に関する啓発

広報等を通じ、環境衛生に関する正しい知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

5 その他

上記のほか、医事・衛生に関して必要な業務については、要項等を定め推進する。